「宇都宮市感染症予防計画」【概要版】







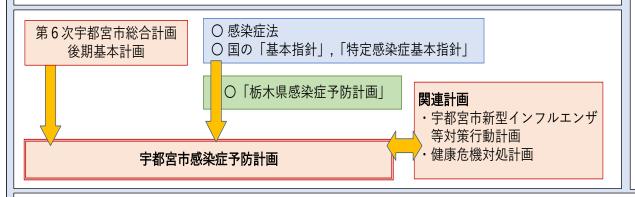
第1章 総論

1 計画策定の趣旨

感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」)及び,感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(以下「基本指針」)の改正を受け, これまでの新型コロナウイルス感染症への対応の課題を踏まえるとともに,感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応し,感染症から市民の生命と健康を守る施策を積極的 に推進する。

2 計画の位置付け

- ・感染症法第9条の規定に基づく国の基本指針及び特定感染症予防指針に即す。
- ・感染症法第10条第1項の規定に基づく県の「栃木県感染症予防計画」が県全体の計画となる。
- ・感染症法第10条第14項の規定に基づき、保健所設置市である本市の計画は県計画に即す。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づく「宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合を図る。
- ・地域保健法第4条の規定に基づく地域保健の推進に関する基本的な指針に沿って宇都宮市保健所及び宇都宮市衛生環境試験所が策定する「健康危機対処計画」との整合を図る。
- ・本市「第6次総合計画 後期基本計画」分野別計画「健康・福祉の未来都市の実現に向けて」 に掲げる施策「感染症対策の推進」の実現を推進する。
- 本計画に基づく取組みにより、上記の3項目のSDGsの達成へ貢献する。



3 感染症の予防の推進の基本的方向

(1) 感染症の発生及びまん延防止に重点を置いた施策の推進

⇒平時から感染症の発生の状況及び動向を正確に把握する体制を整備し,市 民等への適切な情報提供を通じて,感染症の発生及びまん延を防止してい くことに重点を置いた事前対応型行政を推進する。

(2) 市民一人ひとりの感染症の予防に重点を置いた対策の推進

⇒感染症の発生状況や動向、原因に関する情報の収集及び分析、その分析の 結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の市民への積極的な公表 をすすめつつ、市民一人ひとりが予防を推進する。

(3) 人権を尊重した対策の推進

⇒患者等が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられるよう、感染症の予防と人権の尊重の両立を基本とする。また、個人情報の保護に十分留意するとともに、差別や偏見の解消に資する適切な報道がなされるよう、報道機関等に協力を求め、正しい知識の普及に努める。

(4) 健康危機管理の観点に立った迅速かつ適確な対応

⇒市民の健康を守るため、感染症の発生状況等の適確に把握できる感染症発生動向調査体制の充実、感染症対応する職員等への平時から研修・訓練の実施、さらには、健康危機管理の観点に立った迅速かつ適確な対応ができる体制を構築する。

(5) 計画の定期的な見直し ≪計画の期間≫

⇒基本指針及び県計画との整合性を確保するため、本計画第2章第4・7・8・9・10について、少なくとも3年ごとに、それ以外は少なくとも6年ごとに再検討を加え、必要な場合、本計画を変更する。

4 計画推進に当たっての果たすべき役割

本計画に基づき講じる施策が、迅速かつ適確に対応できるよう、関係者及び関係機関の連携・協力の下、各々の役割を踏まえ、総合的かつ計画的に推進する。

(1) 市の役割

県と相互に連携し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための効果的な施策を推進するとともに、管轄の保健所並びに地方衛生研究所として、感染症に係る情報の普及啓発や、発生時における対策の主体者となる。

(2) 栃木県感染症対策連携協議会の役割

平時から本計画に基づく取組状況を関係者で共有するとともに、感染症に係る情報収集・提供に努め、必要な対策の実施について協議を行う。

(3) 市民の役割

感染症に関する正しい知識を持ち、感染症の予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、偏見 や差別をもって患者等の人権を損なわないように する。

(4) 医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師等の役割

それぞれの立場で基本的な感染対策の下、患者 等に対し適切な説明を行うとともに、国や県及び 市の感染症対策に協力する。

実際に発生した感染症が、想定とは大きく異なる場合においても、患者等が置かれている状況を深く認識し、人権を尊重しつつ、その感染症の特性や感染状況等に合わせ、柔軟かつ機動的に対応する。

5 計画の推進体制

感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応し,感染症から市民の生命と健康を守る施策を積極的に推進するため,関係各機関及び関係団体等の連携の下,本計画を推進する。

第2章 各論(感染症から市民の生命と健康を守る施策の実現)

第1節 感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る体制

第1 感染症の発生予防のための施策

- 事前対応型行政の構築を中心に具体的な感染症対策を企画・立案・実施(感染症発生動向調査, 予防接種等)・評価を行う。
- ・関係各機関及び関係団体との連携を図りながら、食品衛生対策や環境衛生対策を講じる。

第2 感染症のまん延防止のための施策

- 健康危機管理の観点に立った迅速かつ適確な対応により、感染症に対する市民一人ひとりの自発的な予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進する。
- ・医療関係団体・高齢者施設等関係団体等・県との役割分担及び連携により、感染拡大を早期に抑えるとともに、迅速かつ適確な医療の提供により重症化を防ぐための感染対策や診療・療養継続への支援体制の構築を図る。

第3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに人 権の尊重に関する施策

- 患者や医療従事者等への差別や偏見の排除の観点から、人権を尊重するとともに、患者等が差別を受けることがないよう配慮した感染症に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及を行う。
- ・市民は、感染症について正しい知識を持ち、自ら 予防するよう努めることが重要である。

第4 緊急時における感染症の発生の予防及びまん 延の防止、病原体等の検査の実施ための施策

新興感染症等の発生等,緊急に対応が必要な場合, 国と緊密な連携の下,検体搬送や検査実施等適切 に対応する。

第5 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

・病院,診療所,高齢者施設等において感染症が発生又はまん延を防止するため,平時から最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報や感染対策に係る講習会・研修に関する情報を適切に提供する。

第2節 速やかにかつ継続して必要な医療支援策等を提供できる体制

第6 感染症の患者の移送のための体制の確保に 関する施策

- ・新興感染症の発生時に迅速かつ適確に実施するため、民間事業者等への業務委託を図り、必要な移 送の体制を確保する。
- ・感染拡大期における緊急を要する搬送について 消防機関と平時から連携するなど,関係者間で役割分担を協議する。
- ・消防機関との密接な連携・感染症の特性を踏まえ た安全な移送体制を確保する。

第7 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象 者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整 備に関する施策

- ・外出自粛対象者に対する体調悪化時等に適切な 医療に繋げることができる健康観察体制を整備 する。
- ・外出自粛対象者への健康観察や生活支援等については、積極的に県と連携し、ICT を活用した効果的・効率的な方法で行う。

(参考)その他,第2節において「栃木県感染症予防計画」で定められる項目

- 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する施策
- 宿泊施設の確保に関する施策
- 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針

第3節 迅速かつ適確に対応できる健康危機管理体制

第8 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する施策

・感染症が発生又はまん延した場合を想定し、衛生環境試験所や保健所における病原体等の検査に係る役割分担を明確化し、必要な対応について県と連携しながら効率的な検査実施体制を構築する。新興感染症が発生した際に、流行初期の段階から検査が円滑に実施できるよう、平時から計画的な準備を行うとともに、民間の検査機関等との連携を図る。

第9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する施策

- ・感染症をめぐる状況の変化に迅速にかつ適確に対応するために、感染管理の専門家や行政機関における感染症対策の施策立案を担う人材を養成するため、国等が実施する研修等に職員を派遣するなど、資質の向上を図る。
- ・感染症対策に関わる関係者が幅広い知識や研究成果等を共有し、感染症の発生及びまん延時に連携して対応できるよう、ネットワークの構築等に努める。

第10 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する施策

- •保健所は、感染状況により迅速に体制を切り替えることができるよう、新興感染症の発生及びまん延等に備え策定した「宇都宮市新型インフルエンザ業務継続計画」に基づき適切に対応する。
- ・外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を通じて、平時から健康危機発生時に備えた保健所の計画的な体制整備や、業務の一元化や外部委託、ICT の活用も視野に入れた早期の体制整備を図る。

(参考) その他, 第3節において「栃木県感染症予防計画」で定められる項目 感染症及び病原体等に関する情報の収集, 調査及び研究に関する施策

本計画における数値目標の設定

〇第8 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する施策 衛生環境試験所における検査能力

(検査実施件数及び検査機器数)

| (PIEZZIOTI XIII O PIE IXIII XI) | | | |
|---------------------------------|--------------|--------|---------------|
| 項目 | 機関 | 目標値 | |
| | | 流行初期 | 流行初期以降 |
| 検査実施能力 | | 160件/日 | 160件/日 |
| | 衛生環境試験所 | 160件/日 | 160件/日 |
| | 医療機関,民間検査機関等 | | 県計画(8,312件/日) |
| | | | 本市分を含む総数 |
| 検査機器数 衛生環境試験所 | | | 2台 |

〇第9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

保健所・市職員に対象とする研修の実施

(研修の対象と実施頻度)

| 項目 | 中 宏 | 目標値 |
|------------|-------|----------|
| | 内容 | 研修や訓練の実施 |
| 人材養成・資質の向上 | 保健所職員 | 年1回以上 |
| | 市職員 | 年1回以上 |

〇第 10 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する施策 (業務量に対応する人員確保数・IHEAT 要員の確保数)

| 項目 | 内 容 | 目標値 | |
|----------|----------------|------|--|
| 保健所の体制整備 | 流行開始1カ月間に想定される | | |
| | 業務量に対応する1日当たりの | 130人 | |
| | 人員確保数 | | |
| | IHEAT要員の確保数 | 5人 | |

本計画に基づく目標達成のための施策

第1節 感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る体制

| _ | | | |
|---|--------|--|---|
| | 第 | ◆感染症発生動向調査事業の実施 | ・医療機関からの発生届及び指定届出機関からの報告を集計し、感染症の発生状 況及び動向を適確に把握し、市民へ情報を提供する。 |
| | 1 | ◆予防接種の実施 | ・予防接種法の規定に基づく定期予防接種の実施やその接種勧奨を行う。市民へ の影響が著しい感染症に限り任意予防接種の補助を行う。 |
| | 第 2 | ◆積極的疫学調査の実施,病原体等の検 体の採取 | ・感染症法の規定に基づく患者への積極的疫学調査を実施し、感染拡大の恐れの ある接触者等への健康診断等により、感染症のまん延を防止する。病原体等の検 体を採取または、採取した医療機関から回収する。 |
| | | ◆健康診断・就業制限・入院の勧告及び 感染症診査協議会の運営 | ・患者への健康診断・就業制限・入院の勧告等療養に関する説明を行う。患者へ の治療や入院等の措置について, 感染症診査協議会を開催し協議する。 |
| | 第 3 | ◆感染症に関する啓発・知識の普及,人 権の尊重に関する方策 | ・市民への感染症に関する知識の普及啓発、人権の尊重に関する情報発信する。 |
| | | ◆個人情報の保護に関する方策 | ・個人情報取り扱いに関する周知徹底を行う。 |
| | 第 4 | ◆緊急時における市の対応(感染症の発生の予防及びまん延の防止,病原体等の検査の実施) | ・緊急時における病原体等の検体の採取・搬送や検査の実施,指定医療機関への 移送,積極的疫学調査等による接触者の確認及び接触者への健康診断等を実施する。 |
| | | ◆緊急時における国・県との連絡体制 | ・緊急時における国及び県との連絡を緊密に行い、感染症のまん延を防止する。 |
| _ | 第 5 | ◆施設内感染の防止の実施 | ・感染の拡大を防ぐため、高齢者施設等へ抗原検査キットを提供する。 ・平時での施設等の感染症対策について現地調査を実施し、必要な助言を行う。 |
| | | ◆災害発生時の感染症対策の実施 | ・避難所での感染防止対策について必要な助言を行う。 |
| | | ◆外国人住民に対する感染症対応・適確 な情報提供の実施 | ・多言語に対応した感染症に関する周知啓発,情報の発信を行う。 |
| | | | |

第2節 速やかにかつ継続して必要な医療支援策等を提供できる体制

| | ◆感染症患者の移送のための体制確保 | ・民間救急との患者移送業務委託による体制の確保に加え、緊急時における救急 |
|---|--------------------|--------------------------------------|
| 第 | (民間救急事業者・消防機関との連携) | 搬送について消防機関との連携体制について協議を行う。 |
| 6 | ◆一類感染症に係る患者移送及び検体搬 | ・県、指定医療機関、民間救急等が連携し、適確な移送を遂行するために研修・ |
| | 送訓練・演習の実施 | 訓練を実施する。 |
| 第 | ◆外出自粛対象者への健康観察等の実施 | ・外出自粛対象者への健康観察・生活支援等を行う。 |
| 7 | ◆高齢者施設等に対する支援体制 | ・施設内での患者の療養生活において感染症対策等に関する相談・助言を行う。 |

第3節 迅速かつ適確に対応できる健康危機管理体制

| | 第 | ◆病原体等の検査体制の確保 | ・平時から計画的な人員配置や検査機器等の整備等に努め、感染初期から「1日 当たり160件」検査実施体制を整備する。詳細は、「健康危機対処計画」に定 める。 |
|--|----|--------------------------|---|
| | 8 | ◆病原体等に関する情報の収集,分析, 公表 | ・病原体等に関する情報の収集、分析、公表を行う。 |
| | 第 | ◆保健所職員の人材の養成と資質の向上 | ・保健所職員への感染症対策に関する研修・訓練を実施する。 |
| | | ◆市 (応援) 職員の人材の養成と資質の | ・応援体制を構成する市職員への感染症対策に関する研修・訓練を実施する。 |
| | 9 | 向上 | |
| | | ◆高齢者施設等職員への研修の実施 | ・高齢者施設等従事者への感染症対策に関する研修を実施する。 |
| | | ◆感染症有事に備えた感染症状況に応じ | ・「感染症流行開始1カ月間に想定される業務量に対応する1日当たりの人員確 |
| | 第 | た保健所体制の整備 | 保数130人」を基とした,発生状況に応じた応援人員や外部人材の受入体制 |
| | 10 | | 等,保健所体制の整備を図る。詳細は「健康危機対処計画」に定める。 |
| | 10 | ◆感染症対応業務の効率化 | ・感染症対応業務の一元化、外部委託、ICTの活用による効率化を図る。 |